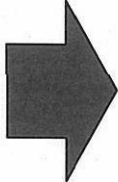


高額医療・高額介護合算制度の参考事例

- 夫婦とも75歳以上(住民税非課税)で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯の場合
- (医療サービス) 病院に入院(※)
- (介護サービス) 特別養護老人ホームに入所(※)
- (年金収入) 夫婦で年間211万円以下(住民税非課税)

自己負担:年間60万円



自己負担:年間31万円
(29万円の軽減)

今まで(20年3月まで)

自己負担 30万円

医療費の1割負担。
ただし、毎月の負担の上限あり。
(このケースでは、2万4600円まで)

自己負担 30万円

介護費の1割負担。
ただし、毎月の負担の上限あり。
(このケースでは、2万4600円まで)

これから(20年4月から)

医療費と介護費の自己負担
(合計60万円)を支払った後、
各保険者に請求

→

←

自己負担限度額(31万円)を
一定程度超えた場合に、当該
超えた額(29万円)を支給

保険者

(※) 療養病床に入院した場合又は特別養護老人ホームに入所した場合にかかる食費・居住費及び差額ベッド代等については、別途負担が必要となる(現行の高額療養費・高額介護サービス費等の制度と同様。)